

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十二号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十九条の五第五項」を「第十二条の五第五項」に改める。

第十四条中「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に、「百分の百以下」を「百分の百五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百六十二・五」を「百分の二百七十」に改める。

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百八十二・五」を「百分の三百七十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百七十」を「百分の二百六十六・二五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、令和七年十二月一日から適用する。